

令和8年4月

保護者の皆様へ

教育委員会事務局
指導部 保健体育担当
保健体育グループ
TEL 06-6208-9141

学校医療券の見込み発行について（お知らせ）

就学援助制度並びに特別支援教育就学奨励費制度の認定前に学校医療券をご使用いただく際の取り扱いについて、次のとおりとしますのでお知らせします。

1 認定前の取り扱いの内容

学校医療券につきましては、就学援助制度認定者及び特別支援教育就学奨励費支弁区分Ⅰ段階認定者が、学校における健康診断や健康相談を受けて、学校保健安全法施行令に定める疾病の治療を行う際に、保護者からの申し出により発行しておりますが、本市の事務手続き上、就学援助及び特別支援教育就学奨励費の認否結果がでるまでに相当な期間を要することから、認否結果がでる前に対象疾病の治療の必要がある場合は、「認定見込み」として、学校医療券を発行させていただきます。

2 学校医療券の手続きについて

見込み発行を希望される場合は、学校に申し出ていただき、「学校医療券見込み発行依頼書」を提出し、学校医療券の交付を受けてください。

学校医療券の使用方法につきましてはこれまでと変わりはありません。

なお、初めて学校医療券を使用される方で使用方法がわからない方や、ご不明な点、質問などがございましたら、教育委員会事務局指導部保健体育担当保健体育グループにお問い合わせください。

3 否認定となった場合の取り扱いについて

見込み発行を受けた方が、後日「認定」となった場合は特に手続きは必要ありませんが、「否認定」となった場合は、学校医療券により本市が医療機関に支払った金額を本市が発行する納付書によりお支払いいただきます。

お支払いにに応じていただけない場合は、法的措置を講じる場合があります。

なお、就学奨励費を申請予定で、学校医療券の発行をされたあと、申請をされなかった場合についても、上記否認定と同様の方法で医療費のお支払いをしていただきます。

4 その他

学校医療券の取り扱いにつきましては裏面をご参照ください。

医療費援助（学校医療券）の取り扱いについて

学校医療券は、学校保健安全法第24条に基づき、本市では、就学援助制度認定者及び特別支援教育就学奨励費支弁区分Ⅰ段階の認定者に対して、定期健康診断などの結果、同法施行令第8条に定められている疾病の治療の必要がある場合に、その医療費（患者負担分）について援助を行うものです。

学校医療券の取り扱いについては、次のとおりとなりますが、ご不明な点やご質問につきましては、大阪市教育委員会事務局指導部保健体育担当保健体育グループまでお問い合わせください。

1 対象疾病について

- | | |
|------------------------------------------------------------------|---------------------|
| (1) トラコーマ | (2) 結膜炎（アレルギー性は対象外） |
| (3) 白癬 ^{はくせん} ・疥癬 ^{かいせん} ・膿痂疹 ^{のうかしん} | (4) 中耳炎 |
| (5) 慢性副鼻腔炎（鼻炎は対象外） | (6) アデノイド |
| (7) う歯（予防のためのフッ化物塗布や歯磨き指導にかかる費用は対象外） | |
| (8) 寄生虫病（頭ジラミは対象外） | |

2 使用方法

治療が必要な場合は、学校が学校医療券を発行しますので、**必ず受診される前に学校に申し出てください。**

また、すべての医療機関で使用できるわけではありませんので、受診予定の医療機関に学校医療券の使用が可能かご確認ください。

初診時に学校医療券と健康保険証を医療機関に持参して受診してください。（生活保護費受給世帯の方で健康保険証をお持ちでない方は学校医療券のみ持参して受診してください。）

3 他の医療費援助との併用について

上記1の対象疾病の治療に関しては、学校医療券が優先され、生活保護法による医療費扶助の医療券やこども医療費助成制度、ひとり親家庭医療費援助助成制度等との併用はできません。

上記1の疾病と他の疾病を同時に治療される場合は、医療機関が疾病ごとに請求を分けていただく必要がありますので、対応が可能か受診前に医療機関に相談してください。

学校医療券に関する問い合わせ先

大阪市教育委員会事務局 指導部

保健体育担当 保健体育グループ

電話番号 06-6208-9141

ファックス 06-6202-7052